

○少年被疑者等の指紋等採取及び写真撮影について(通達)

(平成 13 年 2 月 22 日岡少第 54 号／岡生企第 53 号／岡刑企第 35 号／岡鑑第 50 号／岡交企第 49 号／岡公第 12 号警察本部長例規)

改正 平成 14 年 12 月岡少第 243 号 平成 19 年 11 月第 378 号

各部長・所属長

少年の処遇は、少年の健全な育成を期する精神とその特性に関する深い理解をもって当たることが基本であることにかんがみ、少年被疑者等の指紋又は掌紋(以下「指紋等」という。)の採取及び写真撮影については、刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)、犯罪捜査規範(昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号)、指紋等取扱規則(平成 9 年国家公安委員会規則第 13 号)、被疑者写真の管理及び運用に関する規則(平成 2 年国家公安委員会規則第 9 号)、岡山県警察指紋等取扱規程(平成 12 年岡山県警察訓令第 30 号)及び少年警察活動推進上の留意事項について(通達)(平成 14 年 12 月 25 日岡少第 242 号他例規)により取り扱ってきたところであるが、このたび、少年の処遇をより適正なものとするため、少年被疑者等の指紋等採取及び写真撮影の取扱いについて一部を見直し、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、少年被疑者等の指紋等採取及び写真撮影について(通達)(昭和 63 年 12 月 27 日岡少第 453 号、岡鑑第 925 号例規)は、廃止する。

記

1 身体の拘束を受けている少年被疑者

身体の拘束を受けている少年被疑者については、刑事訴訟法第 218 条第 2 項、指紋等取扱規則第 3 条第 1 項及び被疑者写真の管理及び運用に関する規則第 2 条第 1 項の規定により、指紋等を採取し、写真を撮影しなければならない。

2 身体の拘束を受けていない少年被疑者

(1) 身体の拘束を受けていない少年被疑者の指紋等採取及び写真撮影については、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合で、少年被疑者の承諾を得たときに限り行うものとする。

(2) 指紋等採取及び写真撮影の要否の判断は、当該事件の捜査主任官が少年事件選別主任者の意見を聴いて行うものとする。

(3) 身体の拘束を受けていない少年被疑者の指紋等採取及び写真撮影並びにその要否の判断に当たっては、次の事項を遵守して行わなければならない。

ア 少年事件の特性にかんがみ、特に年少少年(14 歳及び 15 歳の少年をいう。)の事件及び軽微な事件においては、その必要性を慎重に判断すること。

イ 少年の承諾を得るに当たっては、任意性の確保に特に配慮すること。

ウ 少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配慮するとともに、その心情に著しい影響を与えると認められるときは行わないこと。

エ 少年が16歳未満であるときは、保護者(少年に対して法律上監護教育の義務のある者及び少年を現に監護する者をいう。以下同じ。)の承諾を求めること。

オ やむを得ない場合を除き、保護者等(保護者、少年の在学する学校の教員又は少年を雇用する雇用主若しくはこれに代わるべき者をいう。以下同じ。)の立会いを求めること。

3 触法少年

(1) 触法少年については、指紋等を採取し、又は写真を撮影してはならない。ただし、触法少年に係る事件(以下「触法少年事件」という。)の現場等に残された指紋等との対照又は写真面割りによって、その少年が当該刑罰法令に触れる行為をした者であることを特定するために必要やむを得ない場合で、少年及び保護者の承諾を得たときは、この限りでない。

なお、触法少年の指紋等採取及び写真撮影は、刑事訴訟法、犯罪捜査規範、指紋等取扱規則及び被疑者写真の管理及び運用に関する規則に定める手続によって取り扱ってはならない。

(2) (1)のただし書きによる指紋等採取及び写真撮影の要否の判断は、少年事件選別主任者が行うものとする。

(3) 触法少年の指紋等採取及び写真撮影並びにその要否の判断に当たっては、次の事項を遵守して行わなければならない。

ア 触法少年事件の性格にかんがみ、その必要性を慎重に判断すること。

イ 少年及び保護者の承諾を得るに当たっては、任意性の確保に配慮すること。

ウ 少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配慮するとともに、その心情に著しい影響を与えると認められるときは行わないこと。特に場所については、被疑者と同様の取扱いをすることなく少年補導室等において行うこと。

エ やむを得ない場合を除き、保護者等の立会いを求めること。

(4) 指紋等及び写真の取扱いは、次のとおりとする。

ア 指紋等は、白紙に採取すること。

イ 採取した指紋等又は撮影した写真は、触法少年事件の送致又は通告一連の調査が終了した時点で廃棄処分すること。

4 ぐ犯少年及び不良行為少年

ぐ犯少年又は不良行為少年であることが判明した少年については、指紋等を採取し、又は写真を撮影してはならない。